

いきいき社まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は 「いきいき社まちづくり協議会」 と称する。

(目的)

第2条 本会は、社地区住民の相互信頼と協働のもとに、行政機関及び各種団体と連携を図りつつ住民主体の活動を推進することとし、中山間地の諸問題にも対処しながら活力あるまちづくり、明るく住みやすい地域づくりの推進を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題の解決とコミュニティの活性化に資する事業
- (2) 地域の安心安全に資する、防災・防犯に関する事業
- (3) 地域住民の健康・福祉に資する事業
- (4) 地域住民の声を聞き、市政に反映するための事業
- (5) 子どもの健全な育成を支援する事業
- (6) 地球環境の保全・美化に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業
- (8) 地域住民の生活を支える移動手段を維持、確保する事業

(事務局)

第4条 本会に事務局を設け、運営に伴う庶務・会計の処理を行う。

2. 事務所は、鳥取市用瀬町宮原88-1 社地区公民館 に置く。

(会員・組織)

第5条 本会は、社地区内の各種団体（別表1）および本会の目的に賛同する法人・個人をもって組織する。

(評議委員会)

第6条 本会に評議委員会を設けて議決機関とし、その委員は（別表1）の各構成団体の代表および個人で構成する。

(総会)

第7条 評議委員総会（以下「総会」）は、毎年1回4月に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時に招集する。

- 2. 総会は会長が招集する。ただし、3分の1以上の評議委員の請求があった時は、会長は速やかに総会を開催しなければならない。
- 3. 総会は半数以上の評議委員の出席を以って成立し、議事はその過半数の同意を得て成立する。ただし、規約本文の変更は評議委員の3分の2以上の同意を要する。
- 4. 総会に付議する事項は次の通りとする。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画および予算に関する事項
 - (3) 事業および決算の承認
 - (4) 役員の選任
 - (5) その他本会の運営に係る重要事項

5. 感染症のまん延等特別な事態が発生し総会を招集することができないと会長が決定した時は、会長は書面又は電磁的方法をもって議決（以下「書面議決」という。）する方法により総会を開催することができる。
6. 前項の場合における総会は評議委員の半数以上の書面議決書の提出によって成立し、議事は書面議決書の提出者の過半数の同意を得て成立する。なお、可否同数のときは会長がこれを決する。ただし、規約本文の変更は評議委員の三分の二以上の同意を要する。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

会長、副会長（2名）、事務局長、理事（前3役含む10名）、監事（2名）
正副会長は理事の互選に拠る。事務局長は公民館長に委ねる。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会議を招集し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務処理を統括する。
- (4) 理事は、本会の運営、事業および予算の企画・立案、事業の執行および決算処理を行う。
- (5) 監事は、本会の事業の執行状況および会計を監査する。

（理事会）

第10条 理事会は会長が必要と認めるときに開催する。ただし、三分の一以上の理事の請求があった場合は速やかに開催しなければならない。

2. 理事会は事業を企画・立案し、予算案を作成して総会に提案する。
3. 理事会は事業を執行し、事業報告および決算案を作成して総会に提案する。
4. その他事業の執行について必要なことは理事の過半数の同意を得て定め、総会に報告する。

（監査）

第11条 監事は事業及び予算の執行状況を監査する。

2. 毎年1回会計監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は夫々1年とする。ただし再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

（事業部会）

第13条 事業推進のため次の担当部会を設け、夫々に正副部長を置く。

調査・広報、 安全・環境、 健康・福祉、 文化・スポーツ・少年、
いきいき社バス事業

（会計）

第14条 本会の運営に要する経費は補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか本会の運営に必要な規則等は、理事会の同意を得て会長が都度定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成22年3月20日から施行する。

- ・平成26年4月19日一部改正
- ・令和3年9月27日一部改正
- ・令和5年4月16日一部改正

